

# たき火による 火災に ご注意ください！

**たき火は、**  
農林漁業者のやむを得ない  
焼却行為等一部の例外を除き、  
法令上 **“禁止”** されて  
います。



仮に違法性がない焼却行為であっても、煙や臭い等の苦情が寄せられれば消火指導を行う場合があります。

全国で毎年約30人の方が、自分の衣服にたき火の火が燃え移り、命を落としています。（総務省消防庁まとめ）

**佐世保市消防局**

予防課広報係

☎0956-23-2539



【佐世保市消防局HP】

**佐世保市環境部**

不適正処理事業対策室

☎0956-20-0660



【佐世保市環境部HP】